

# 第3期 庄原市特定健康診査等実施計画

(平成30～35年度)

平成30年3月  
庄原市国民健康保険

# 目次

## 序文

1 背景	- 1 -
2 根拠・目的	- 3 -
3 計画の期間	- 3 -
4 庄原市国保の状況	- 3 -
5 第2期計画における目標値の達成状況	- 3 -

## 第1章 目標

1 目標値の設定	- 9 -
----------	-------

## 第2章 対象者数

1 特定健康診査	- 10 -
2 特定保健指導	- 14 -

## 第3章 実施方法

1 特定健康診査	- 16 -
2 特定保健指導	- 18 -
3 代行機関	- 19 -
4 年間スケジュール	- 20 -

## 第4章 個人情報の保護

1 基本方針	- 21 -
2 記録の保存体制	- 21 -
3 管理ルールの制定	- 21 -

## 第5章 公表・周知

1 公表方法	- 22 -
2 普及啓発の方法	- 22 -

## 第6章 評価及び見直し

1 評価	- 23 -
2 評価方法	- 23 -
3 見直し	- 23 -

## 第7章 その他

1 市民や関係団体との連携	- 24 -
2 他の健康診査との連携	- 24 -

# 序文

## 1 背景

### (1)生活習慣病対策の必要性

全国的に高齢化が急速に進行し、疾病全体に占める虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の割合が増加するとともに、これら生活習慣病が死亡原因の約6割に至り、医療費に占める生活習慣病の割合も約3割となっています。(厚生労働省「平成27年人口動態統計」、「平成26年度国民医療費」)。

本市においても、死亡原因の約6割が生活習慣病であり、医療費の約5割が生活習慣病となっています。

今後、さらに高齢化の進行が見込まれる中で、市民の健康と生活の質を確保し、将来にわたり活力ある地域社会を持続していくためには、健康的な生活習慣の維持のみならず、良好な生活習慣に改善する取り組みが重要となっています。

### (2)メタボリックシンドロームという概念への着目

糖尿病等の生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積(内臓脂肪型肥満)が関与していることから、肥満に高血糖、高血圧等が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。

一方で、適度な運動やバランスのとれた食事など、生活習慣を改善し、その定着を図ることで、糖尿病等の発症リスクを低減することが可能となります。

このため、メタボリックシンドロームの概念に着目し、生活習慣病の発症や重症化の予防を前提に、特定保健指導(生活習慣の改善指導)が必要な対象者を特定するため、特定健康診査に取り組んでいます。

## 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方

区分	以前の健診・保健指導	特定健康診査・特定保健指導
健診・保健指導の関係	健診に付加した保健指導	内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を特定する健診
特徴	プロセス(過程)重視の保健指導	結果を出す保健指導
目的	個別疾患の早期発見・早期治療	内臓脂肪型肥満に着目した早期介入・行動変容 (リスク重複者を対象とした医師、保健師、管理栄養士等の早期介入による行動変容につながる保健指導)
内容	健診結果の伝達、理想的な生活習慣に係る一般的な情報提供	自己選択と行動変容 (対象者が代謝等の身体のメカニズムと生活習慣との関係を理解し、生活習慣の改善を自らが選択することでの行動変容)
保健指導の対象者	健診結果で「要指導」と指摘された者	健診受診者の必要度に応じ、階層化された保健指導を提供 (リスクに基づく優先順位を決定し、保健指導の必要性に応じた「動機づけ支援」「積極的支援」)
方法	主に健診結果に基づく保健指導 画一的な保健指導	健診結果の経年変化及び将来予測を踏まえた保健指導 (データ分析等を通じて集団としての健康課題を設定し、目標に沿った保健指導を計画的に実施) (個人の健診結果を読み解くとともに、ライフスタイルを考慮した保健指導)
評価	アウトプット(事業実施量)評価を重視	アウトプット評価に加え、アウトカム評価やプロセス評価、ストラクチャー評価を含めた総合的な評価
実施主体	市町村	国民健康保険(医療保険者)

最新の科学的知識と課題特定のための分析



行動変容を促す手法

## 2 根拠・目的

第3期庄原市特定健康診査等実施計画(以下「本計画」という。)は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第1項に規定する特定健康診査等の実施に関する計画で、特定健康診査等を適切かつ有効に実施することを目的としています。

なお、同法第18条に規定する「特定健康診査等基本指針」に沿って策定します。

高齢者の医療の確保に関する法律(抜粋)

(特定健康診査等実施計画)

第19条 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、6年ごとに、6年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画(以下「特定健康診査等実施計画」という。)を定めるものとする。

2 特定健康診査等実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項
- (2) 特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

3 保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 3 計画の期間

本計画は、第2期庄原市特定健康診査等実施計画(平成25年策定。以下「第2期計画」という。)の計画期間終了に伴い、平成30年度から平成35年度末までの6年間で計画期間として策定します。

## 4 庄原市国保の状況

庄原市国民健康保険(以下「庄原市国保」という。)の被保険者は、5,195世帯・8,035人(平成29年3月31日現在)であり、特定健康診査がスタートした平成20年度末と比較し、世帯数は1,192世帯、被保険者数は2,496人の減となっています。

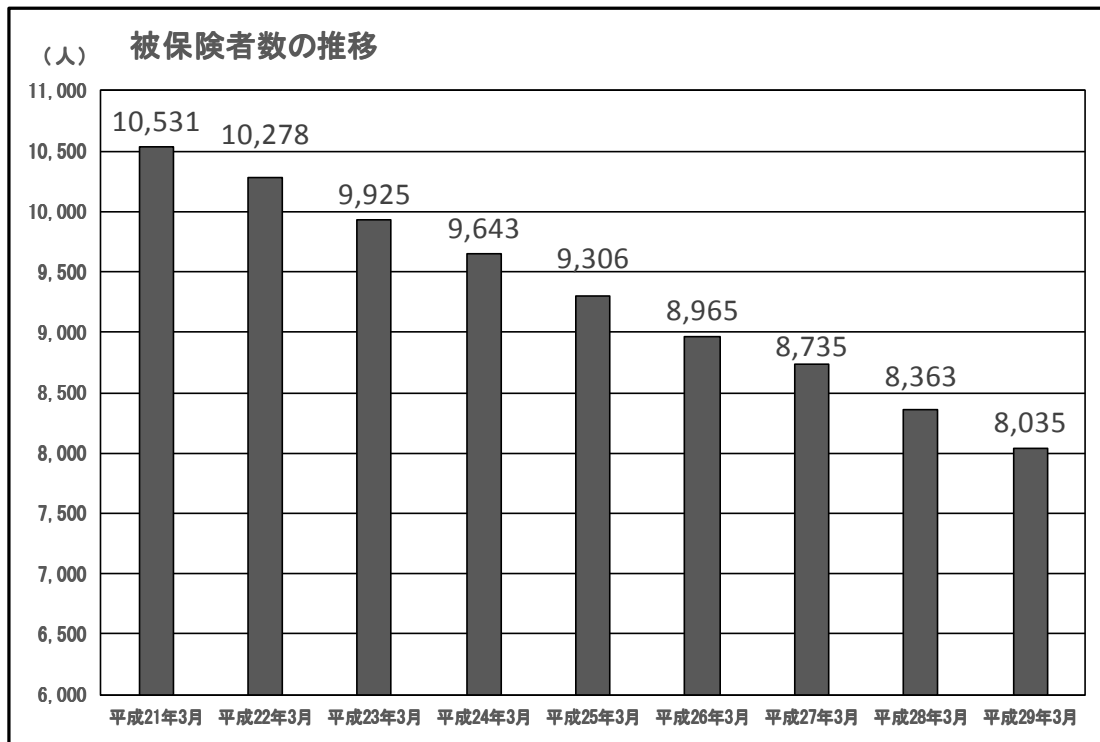
被保険者の総数が減少傾向で推移している一方、一般的に医療機関への受診率が高くなるとされる60歳以上75歳未満の被保険者割合は、同期比で8.6%増の67.8%となっています。

こうした高齢階層や生活習慣病患者の割合の増加、医療の高度化などにより、一人当たり医療費は年々増加の傾向にあり、庄原市国保の医療費に占める大分類別疾病割合のうち、入院では精神(20.8%)が最も高く、続いて新生物(19.3%)、循環器(14.0%)となっています。

また、外来では内分泌(18.2%)が最も高く、次いで循環器(15.1%)、新生物(14.4%)となっており、総医療費(入院と外来の合計)に占める細小分類別疾病割合では、糖尿病(6.9%)が最も高くなっています。

引き続き、特定健診をはじめとする生活習慣病の予防対策に重点を置き、将来的な医療費を抑制していく取り組みが求められています。

## 【庄原市国保の概要】



## 総医療費に占める疾病割合(平成28年度累計)

総医療費に占める疾病別順位

区分	順位	疾病	割合H28
入院	1位	精神	20.8%
	2位	新生物	19.3%
	3位	循環器	14.0%
	4位	筋骨格	7.3%
外来	1位	内分泌	18.2%
	2位	循環器	15.1%
	3位	新生物	14.4%
	4位	筋骨格	9.8%

データ: KDBデータ帳票P23\_002(H29.9.25現在)より

総医療費(入院+外来)に占める細小分類別疾病順位

順位	疾病	割合H28
1位	糖尿病	6.9%
2位	統合失調症	6.8%
3位	高血圧症	4.9%
4位	関節疾患	3.8%
5位	慢性腎不全(透析有)	3.8%
6位	脂質異常症	3.3%
7位	うつ病	3.1%
8位	肺がん	2.9%
9位	大腸がん	2.2%
10位	骨折	1.8%

データ: KDBデータ帳票P23\_002(H29.9.25現在)より

## 5 第2期計画における目標値の達成状況

### (1) 特定健康診査受診率

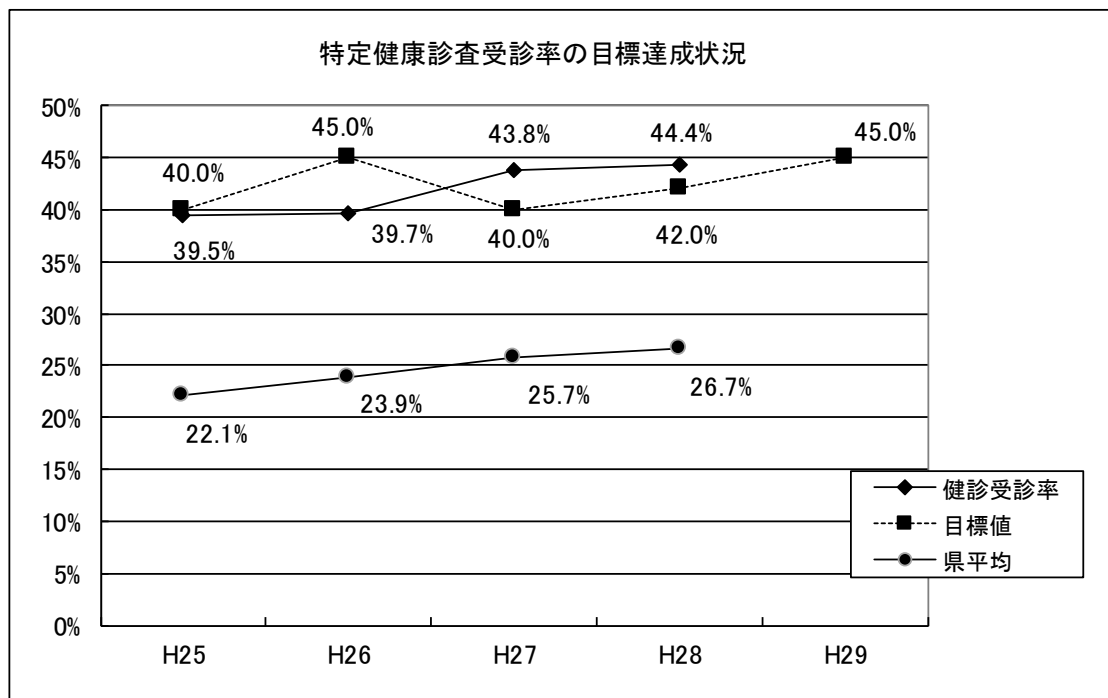
特定健康診査の受診率は、制度の開始以後、微増ながら着実に上昇しており、制度の普及と健康意識の向上につながっています。

取り組んでいる主な施策・事業は次のとおりです。

- ・ 受診方法を詳しく解説した冊子の個別送付
- ・ 集団健康診査の土曜日実施
- ・ 人間ドックの定員増加
- ・ 治療中の方を対象とした特定健康診査の情報提供
- ・ 自己負担の無料化
- ・ 西城市民病院における集団健診の通年実施

目標値(平成27年度に見直し)は、平成27年度及び平成28年度に達成しましたが、平成29年度(見込み)は難しい状況にあります。

個人の特性に応じた受診勧奨などを検討し、受診率の向上に努める必要があります。

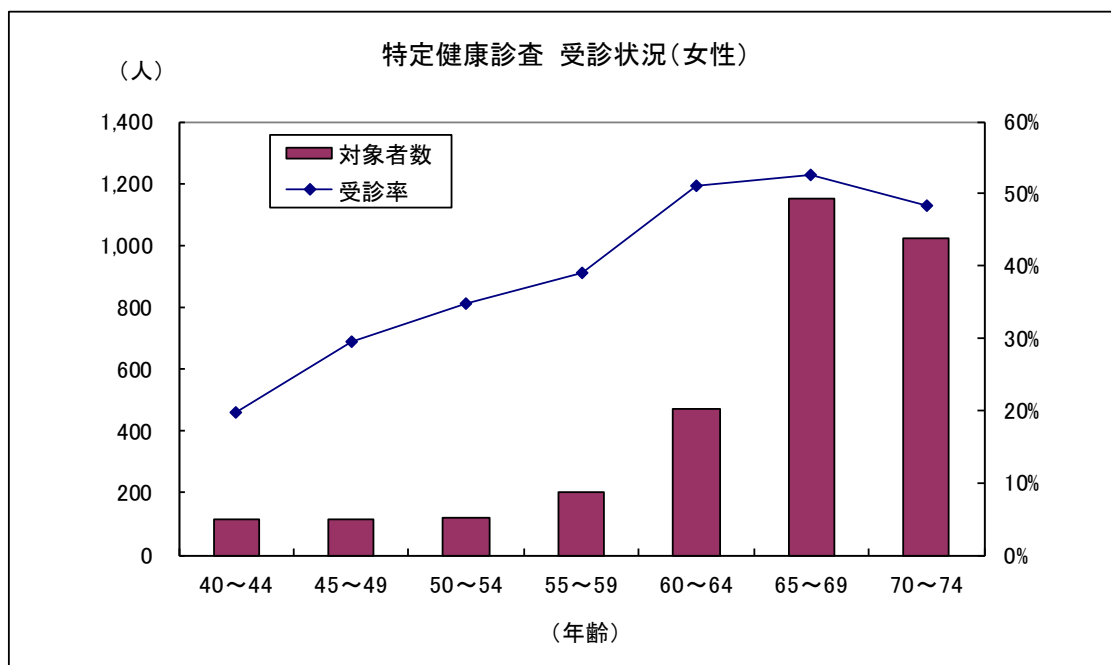
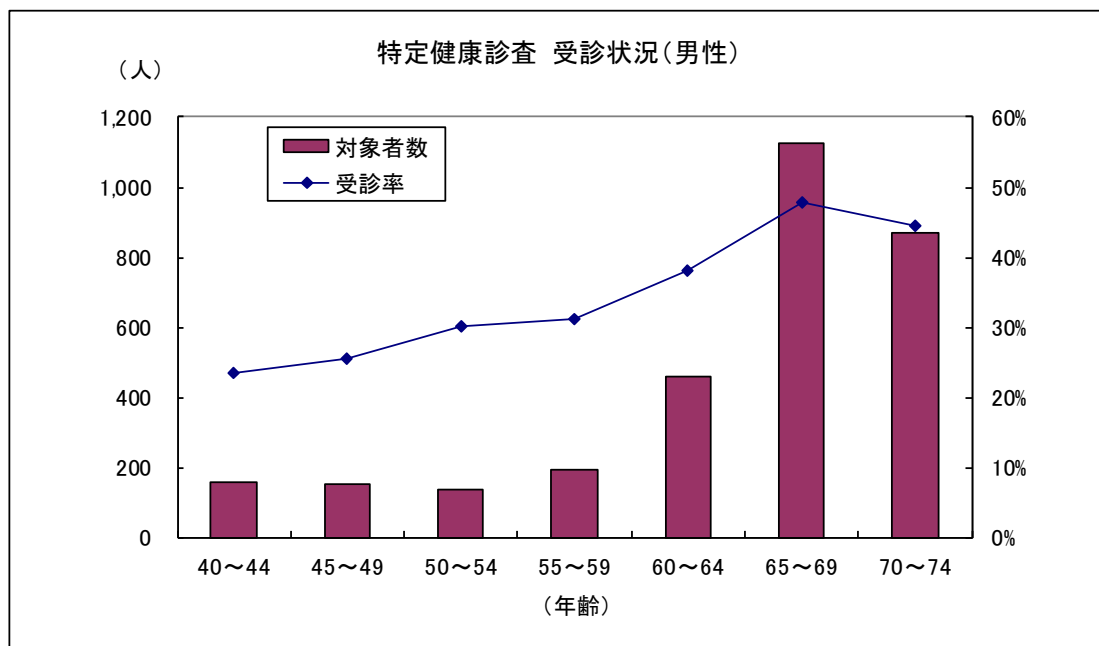


資料：平成28年度まで、各年度特定健康診査法定報告数値  
平成29年度は未確定

年齢別及び性別による受診率では、男性が低く、特に40歳から44歳(23%)、45歳から49歳(25%)が低くなっています。

また、対象者数の多い65歳から74歳は、男女ともに比較的高い受診率(45%以上)となっています。

なお、未受診の理由調査では、「医療機関に受診しているため」が最も多かったことから、定期受診をしている方を対象とした受診率の向上も課題と捉えています。



資料：平成28年度特定健康診査法定報告数値



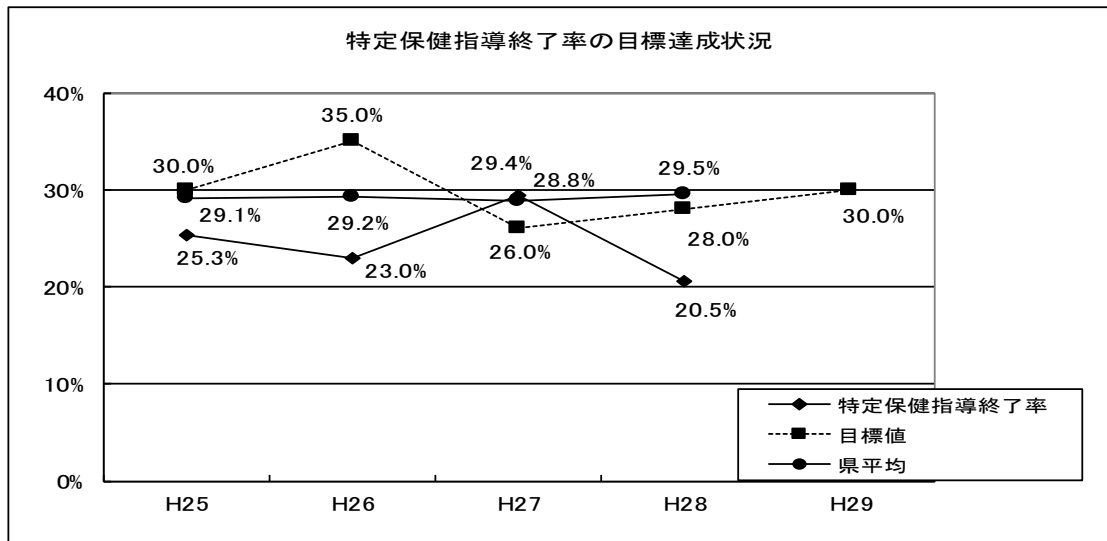
## (2) 特定保健指導終了率

特定保健指導は、委託事業として実施しています。

目標値(平成27年度に見直し)は、平成27年度に達成し、県平均も上回りましたが、平成28年度は再び下降し、平成29年度の見込みにおいても達成は難しい状況にあります。

対象者の声として「以前、受けたことがある」、「自分で努力している」「このくらいなら心配ないと言われた」などがあります。

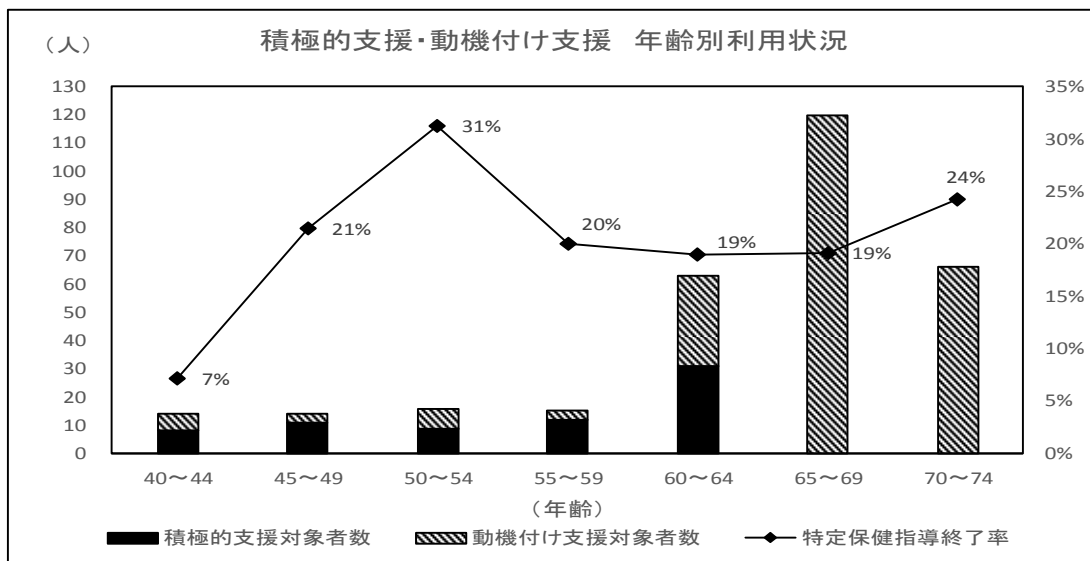
より一層利用しやすい環境を整え、終了率を向上させるとともに、特定保健指導に結びつかない対象者を集団指導に含めるなどの介入機会を設け、生活習慣の改善を促す必要があります。



平成28年度までは法定報告数値による(平成29年度は未確定)

支援形態及び年齢別においては、特に40歳から44歳が極めて低い(7%)ことから、若い世代への働きかけを強化する必要があります。

また、65歳から74歳の世代は対象者も多いため、重点的な対策が必要です。

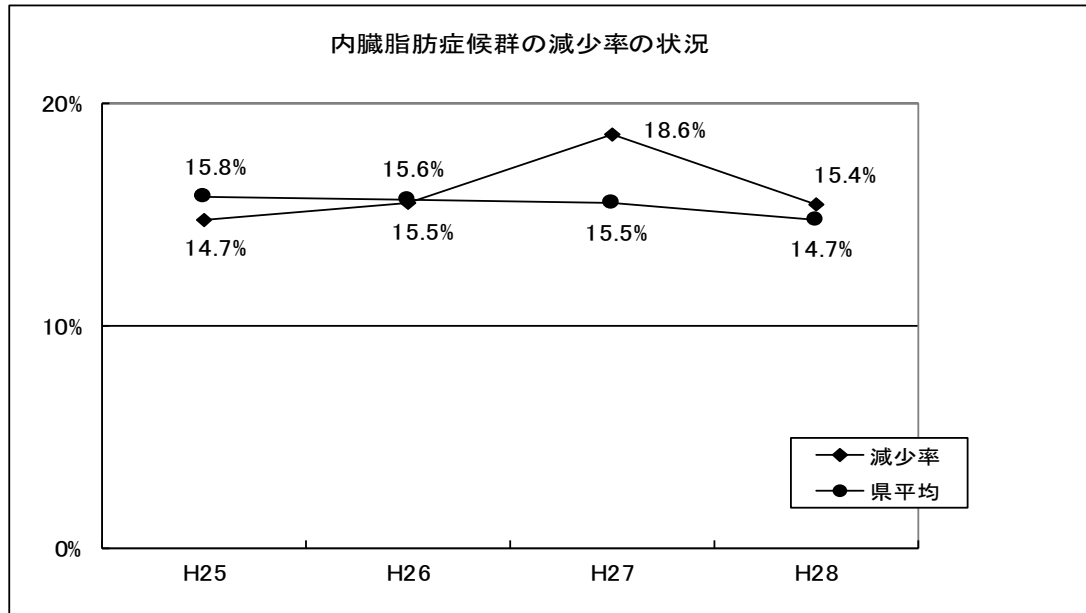


資料：平成28年度特定健康診査法定報告数値

### (3)内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率

内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率は、第2期計画において目標値の設定はありませんが、平成27年度以降、県平均の減少率を上回っています。

平成26年度以降は、毎年度15%以上減少しており、特定健康診査の受診による健康意識の向上や、特定保健指導の成果と捉えることができます。



資料：平成28年度特定健康診査法定報告数値

# 第1章 目標

## 1 目標値の設定

高齢者の医療の確保に関する法律第18条に規定する「特定健康診査等基本指針」に掲げられた目標値を踏まえ、庄原市国保における目標値を次のとおり設定します。

なお、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率については、目標値として設定しませんが、特定保健指導の効果検証等にかかる指標として活用します。

	平30年度	平31年度	平32年度	平33年度	平34年度	平35年度	国の指針
特定健康診査の受診率	45.6%	46.2%	46.8%	50.0%	55.0%	60.0%	60.0%
特定保健指導の終了率	23.5%	25.0%	26.5%	40.0%	50.0%	60.0%	60.0%

- ※ 平成35年度の最終目標値は、「特定健康診査等実施計画作成の手引き」により、国の基本指針の目標に即して設定することとされている。
- ※ 平成32年度までは「第3次庄原市健康づくり計画」に基づき、目標値を設定する。
- ※ 平成33年度以降は、本計画の中間年度である平成32年度において見直しを検討する。
- ※ 最終年度までの間の目標値は、「特定健康診査等実施計画作成の手引き」において、毎年一定の割合で上昇(直線的に右肩上がり)とするのか、後半で急激に高めるかなど、各医療保険者で判断・設定することとされている。

## 第2章 対象者数

### 1 特定健康診査

#### (1) 対象者数の推計

各年度の初日(4月1日)における庄原市国保の被保険者数(40歳～74歳)を次のとおり推計します。

- ① 平成28年度の人口推計資料から、平成29年4月1日の本市人口を100とした人口予測増減率を設定
- ② 平成29年4月1日の本市人口を基準とし、平成35年度までの5歳階級の人口を推計
- ③ 人口推計に平成29年度末の庄原市国保への加入率推計を乗じ、平成35年度までの被保険者数を推計
- ④ 被保険者数の推計値に平成28年度の除外対象者率を乗じ、特定健康診査の受診対象者を推計

※ 端数処理のため、内訳と合計が一致しないと部分があります。

#### ①人口予測の増減率

		平30年度	平31年度	平32年度	平33年度	平34年度	平35年度
40～44歳	男	97.709%	97.709%	97.709%	97.709%	97.709%	97.135%
	女	97.932%	97.932%	97.932%	97.932%	97.932%	95.764%
45～49歳	男	101.919%	101.919%	101.919%	101.919%	101.919%	96.967%
	女	100.881%	100.881%	100.881%	100.881%	100.881%	98.416%
50～54歳	男	100.577%	100.577%	100.577%	100.577%	100.577%	102.990%
	女	99.368%	99.368%	99.368%	99.368%	99.368%	101.631%
55～59歳	男	95.177%	95.177%	95.177%	95.177%	95.177%	100.047%
	女	95.023%	95.023%	95.023%	95.023%	95.023%	98.350%
60～64歳	男	95.903%	95.903%	95.903%	95.903%	95.903%	94.069%
	女	96.888%	96.888%	96.888%	96.888%	96.888%	94.452%
65～69歳	男	95.338%	95.338%	95.338%	95.338%	95.338%	94.465%
	女	95.779%	95.779%	95.779%	95.779%	95.779%	96.274%
70～74歳	男	108.053%	108.053%	108.053%	108.053%	108.053%	95.865%
	女	104.555%	104.555%	104.555%	104.555%	104.555%	95.214%

資料：平成28年度人口推計資料を参考に増減率を算出

## ②人口推計

(人)

		平29年度	平30年度	平31年度	平32年度	平33年度	平34年度	平35年度
40～44歳	男	996	973	951	929	908	887	862
	女	907	888	870	852	834	817	782
45～49歳	男	943	961	979	998	1,017	1,037	1,006
	女	848	855	863	871	879	887	873
50～54歳	男	857	862	867	872	877	882	908
	女	833	828	823	818	813	808	821
55～59歳	男	1,096	1,043	993	945	899	856	856
	女	1,132	1,076	1,022	971	923	877	863
60～64歳	男	1,404	1,346	1,291	1,238	1,187	1,138	1,071
	女	1,368	1,325	1,284	1,244	1,205	1,168	1,103
65～69歳	男	1,860	1,773	1,690	1,611	1,536	1,464	1,383
	女	1,722	1,649	1,579	1,512	1,448	1,387	1,335
70～74歳	男	1,127	1,218	1,316	1,422	1,537	1,661	1,592
	女	1,347	1,408	1,472	1,539	1,609	1,682	1,601
合 計		16,440	16,205	16,000	15,822	15,672	15,551	15,056

資料：平成29年度欄は、住民基本台帳(平成29年3月31日時点)

平成30年度から平成35年度は、平成29年度の人口に人口予測の増減率を乗じて算出

## 【国保加入率推計】

40～44歳	男	18.6%
	女	14.3%
45～49歳	男	17.7%
	女	14.9%
50～54歳	男	17.6%
	女	16.0%
55～59歳	男	20.5%
	女	20.2%
60～64歳	男	37.3%
	女	38.4%
65～69歳	男	65.1%
	女	70.6%
70～74歳	男	79.5%
	女	78.4%

資料：庄原市国民健康保険（平成29年3月31日時点）

③被保険者数推計（除外対象者数を含む） (人)

		平30年度	平31年度	平32年度	平33年度	平34年度	平35年度
40～44歳	男	181	177	173	169	165	160
	女	127	125	122	120	117	112
45～49歳	男	170	173	177	180	184	178
	女	127	128	129	131	132	130
50～54歳	男	152	153	154	155	155	160
	女	132	131	131	130	129	131
55～59歳	男	214	204	194	185	176	176
	女	218	207	196	187	177	175
60～64歳	男	501	481	461	442	424	399
	女	508	493	477	462	448	423
65～69歳	男	1,154	1,100	1,049	1,000	953	900
	女	1,164	1,115	1,068	1,023	979	943
70～74歳	男	968	1,046	1,131	1,222	1,321	1,266
	女	1,104	1,154	1,207	1,261	1,319	1,255
合 計		6,722	6,687	6,668	6,665	6,679	6,408

人口推計値に国保加入率推計値を乗じた数値

④特定健康診査の受診対象者推計（除外対象者数を除く） (人)

		平30年度	平31年度	平32年度	平33年度	平34年度	平35年度
40～44歳	男	167	163	160	156	152	148
	女	118	115	113	111	108	104
45～49歳	男	158	160	164	167	170	165
	女	118	119	120	121	122	120
50～54歳	男	141	141	142	143	144	148
	女	122	122	121	120	119	121
55～59歳	男	198	189	180	171	163	163
	女	201	191	182	173	164	162
60～64歳	男	464	445	427	409	392	369
	女	471	456	442	428	415	392
65～69歳	男	1,068	1,018	971	926	882	833
	女	1,078	1,032	988	946	907	873
70～74歳	男	896	968	1,046	1,131	1,222	1,172
	女	1,022	1,068	1,117	1,168	1,221	1,162
合 計		6,222	6,187	6,173	6,170	6,181	5,932

被保険者推計から、除外対象者【被保険者数の7.74%（平成28年度特定健康診査法定報告）】を除いて算出

## (2)目標とする受診者数

受診対象者に受診率の目標値を乗じて、各年度の特定健康診査の目標受診者数を次のとおり設定します。

なお、他の法令に基づく健康診査は含みません。

(人)

		平30年度	平31年度	平32年度	平33年度	平34年度	平35年度
40～44歳	男	76	75	75	78	84	89
	女	54	53	53	56	59	62
45～49歳	男	72	74	77	84	94	99
	女	54	55	56	61	67	72
50～54歳	男	64	65	66	72	79	89
	女	56	56	57	60	65	73
55～59歳	男	90	87	84	86	90	98
	女	92	88	85	87	90	97
60～64歳	男	212	206	200	205	216	221
	女	215	211	207	214	228	235
65～69歳	男	487	470	454	463	485	500
	女	492	477	462	473	499	524
70～74歳	男	409	447	490	566	672	703
	女	466	493	523	584	672	697
合計		2,839	2,857	2,889	3,089	3,400	3,559

特定健康診査の 受診率目標値(再掲)	45.6%	46.2%	46.8%	50.0%	55.0%	60.0%
-----------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

## 2 特定保健指導

### (1)対象者数の推計

特定健康診査の目標受診者数に、特定保健指導の対象者可能性割合を乗じて、特定保健指導の対象者数を推計します。なお、対象者となるリスクは性別や年齢によって異なるため、平成28年度までの実績に基づき性別・年齢階級別の割合を設定しています。

#### ①特定保健指導対象者の割合実績 (%)

		平25年度	平26年度	平27年度	平28年度
40～44歳	男	27.3	41.9	30.3	29.7
	女	8.7	4.8	5.7	13.6
45～49歳	男	30.0	30.8	27.9	28.2
	女	9.1	17.2	19.4	9.1
50～54歳	男	33.3	28.6	22.5	29.3
	女	7.1	10.9	8.5	9.8
55～59歳	男	22.2	26.6	26.7	21.3
	女	7.0	7.6	7.2	2.5
60～64歳	男	19.4	15.0	20.8	25.7
	女	6.8	9.3	6.8	7.5
65～69歳	男	17.2	17.1	15.2	14.5
	女	3.7	6.9	5.9	6.9
70～74歳	男	12.8	12.9	11.3	12.2
	女	4.1	3.5	5.2	3.8
合計		10.8	11.5	11.0	11.0

資料：各年度特定健康診査法定報告数値

#### ②特定保健指導の対象者可能性割合（保健指導該当率見込み） (%)

		平30年度	平31年度	平32年度	平33年度	平34年度	平35年度
40～44歳	男	26.7	25.8	24.9	24.1	23.2	22.6
	女	13.8	13.4	13.2	12.8	12.5	12.1
45～49歳	男	24.3	23.5	22.7	22.0	21.2	20.6
	女	9.0	8.8	8.6	8.4	8.2	7.9
50～54歳	男	25.3	24.5	23.6	22.8	22.0	21.4
	女	10.2	10.0	9.8	9.5	9.3	8.9
55～59歳	男	18.1	17.5	16.9	16.4	15.8	15.3
	女	2.7	2.6	2.5	2.5	2.4	2.3
60～64歳	男	22.1	21.4	21.1	20.9	20.7	20.1
	女	7.9	8.2	7.5	7.3	7.3	7.1
65～69歳	男	11.8	11.7	11.3	11.2	10.9	10.6
	女	7.0	6.8	6.7	6.7	6.7	6.4
70～74歳	男	10.1	9.8	9.5	9.2	8.9	8.7
	女	4.0	3.9	3.9	3.8	3.7	3.5
合計		10.7	10.4	10.1	9.8	9.5	9.2

※合計の減少率：年当たり -0.3% (データヘルス計画より)



③特定保健指導の対象者数推計

(人)

		平30年度	平31年度	平32年度	平33年度	平34年度	平35年度
40～44歳	男	20	19	19	19	19	20
	女	7	7	7	7	7	7
45～49歳	男	18	17	18	18	20	20
	女	5	5	5	5	5	6
50～54歳	男	16	16	16	16	17	19
	女	6	6	6	6	6	7
55～59歳	男	16	15	14	14	14	15
	女	2	2	2	2	2	2
60～64歳	男	47	44	42	43	45	44
	女	17	17	16	16	17	17
65～69歳	男	57	55	51	52	53	53
	女	34	32	31	32	34	33
70～74歳	男	41	44	46	52	60	61
	女	19	19	20	22	25	25
合計		305	298	293	304	324	329

\* 特定健康診査の目標受診者数に、特定保健指導対象者可能性割合を乗じて算出

(2) 目標とする特定保健指導の終了者数

	平30年度	平31年度	平32年度	平33年度	平34年度	平35年度
特定保健指導の対象者数推計	305人	298人	293人	304人	324人	329人
特定保健指導の終了率目標値	23.5%	25.0%	26.5%	40.0%	50.0%	60.0%
目標とする想定実施者数	72人	75人	78人	122人	162人	197人

\* 特定保健指導の対象者数推計に、特定保健指導の終了率目標値を乗じて算出

## 第3章 実施方法

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施場所

##### ① 集団健康診査

- ・本庁及び各地域の保健福祉センター等で、巡回バスにより実施します。
- ・西城市民病院で実施します。
- ・医療機関等で人間ドックを実施します。

##### ② 個別健康診査

- ・集合契約により県内の医療機関で実施します。

#### (2) 実施項目

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防の保健指導が必要な被保険者を特定するため、特定健康診査の法定健診項目により実施します。

集団健康診査では、糖尿病及び慢性腎臓病の対策として、クレアチニン検査及び尿潜血検査を加えて実施します。

人間ドックでは、特定健康診査の法定項目を含む検査及びがん検診等を実施します。

#### (3) 実施時期

- |            |        |         |        |
|------------|--------|---------|--------|
| ①保健福祉センター等 | 6月から8月 | ②西城市民病院 | 6月から3月 |
| ③人間ドック     | 6月から3月 | ④個別健康診査 | 6月から2月 |

#### (4) 外部委託

##### ① 基本方針

受診しやすい環境や体制、対象者の利便性に配慮し、各地域での集団健康診査や身近な医療機関での個別健康診査を実施します。

一方で、庄原市国保のみでは専門的な人員や機器等の確保が困難なため、適切な精度管理を行うことができる医療機関等に健診業務を委託して実施します。

##### ② 外部委託の契約形態

集団健康診査については個別契約、個別健康診査については集合契約(集合契約B)とします。

##### ③ 外部委託先の選定方針

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成25年厚生労働省告示第92号)の規定に基づき、「特定健康診査の外部委託に関する基準」を満たしている特定健康診査機関を選定します。

## **(5)周知、案内方法**

庄原市国保が作成した受診案内の冊子をダイレクトメールで対象者に送付し、受診を勧奨します。なお、未受診者に対しては、勧奨通知の送付や電話による勧奨を行います。

また、広報誌や市ホームページに制度概要・受診案内を掲載します。

## **(6)事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法**

事業主健診を受診する者については、受診案内に併せて依頼文書を送付し、受診者本人からの結果提出を呼びかけます。

なお、労働安全衛生法に基づく事業主健診を受診した者のデータを、事業主から受領する取り扱いについては、健診機関・事業主・保険者での協議・調整が必要なため、今後の状況に応じて検討します。

## **(7)診療上の検査データの活用**

生活習慣病等の治療のため医療機関を受診している特定健康診査の対象者については、本人同意を得て医療機関から検査データの情報提供を受け、健診結果データとして活用します。

## **(8)健診結果に応じた情報提供**

健診結果を送付する際にパンフレットを同封し、解説や生活習慣改善のための情報提供を行います。

## **(9)受診券**

### ①印字する主な内容

- ・実施内容
- ・自己負担の項目
- ・自己負担額
- ・契約取りまとめ機関名
- ・支払代行機関名

### ②受診券の発券方法

個別健康診査を希望する対象者には、受診券と受診決定通知を6月に交付します。

集団健康診査を希望する対象者には、受診決定通知書により確認を行うため、受診券は発行しません。ただし、受診結果の管理を行うため、受診券番号の付番のみ行います。

健康診査の意思表示がない対象者には、10月に一括発券し、受診勧奨案内を同封して送付します。なお、発券にかかる印刷作業は、広島県国民健康保険団体連合会に依頼します。

## **2 特定保健指導**

### **(1)実施場所**

対象者の利便性に配慮し、特定保健指導を受けやすい場を提供します。  
人間ドックを実施した医療機関でも実施できるよう医療機関と調整します。

### **(2)実施項目**

個別面接やグループワーク等により、必要な生活習慣、課題や優先順位を対象者が自ら考え、実行可能な行動目標を設定できる支援プログラムを作成し、行動変容のきっかけづくりを行います。

### **(3)実施時期**

6月から翌年5月末までに開始し、翌年11月末の実績報告時期までに終了することとします。

### **(4)外部委託**

#### **①基本方針**

円滑に保健指導を実施するため、専門知識を有する事業者に委託します。  
また、対象者の利便性に配慮し、本庁及び地域単位で直営による保健指導も実施します。

#### **②外部委託の契約形態**

個別契約により委託することとしますが、集合契約も活用し実施機関の拡充を図ります。

#### **③外部委託先の選定方針**

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成25年厚生労働省告示第92号)の規定に基づき、「特定健康診査の外部委託に関する基準」を満たしている特定健康診査機関を選定します。

### **(5)周知、案内方法**

健康に対する意識が高い時期の勧奨が効果的であることから、健康診査の当日に実施可能な場合は当日勧奨とし、その他の場合は、直近の日程を通知するとともに、電話による勧奨を行います。

## **(6) 利用券**

### ① 印字する主な内容

- ・ 実施内容
- ・ 自己負担の項目
- ・ 自己負担額
- ・ 契約取りまとめ機関名
- ・ 支払代行機関名

### ② 利用券の発券方法

個別契約の実施機関に委託する場合は、利用券の発行は行わず、階層化により特定した対象者への個別案内により実施します。ただし、保健指導の結果管理を行うため、利用券番号の付番のみ行います。

一方、集合契約による実施機関を希望される場合などは、随時発券することとします。

## **3 代行機関**

集合契約の場合は、広島県国民健康保険団体連合会を代行機関とし、費用の決済及び受領データのチェックを行います。

個別契約の場合は、代行機関への事務委託は行いません。

#### 4 年間スケジュール

	当該年度	翌年度
4月	健診対象者の抽出 健診実施の広報 健診機関等との契約	
5月		
6月	特定健康診査受診券番号を一括で付番 (発券は個別健康診査のみ) 特定健診の開始	前年度分健診データ抽出
7月	(随時) 健診結果受取り 健診費用の支払い 健診結果データ登録	実施率等、実施実績の算出
8月	健診(保健福祉センター等)の終了	健診実績の分析
9月	(年間10回) 特定保健指導の実施 必要に応じて重点化	前年度保健指導の終了 保健指導実績の分析
10月	二次募集の実施(受診券の送付) 治療中の方の情報提供 未受診者電話勧奨	実施実績の分析 実施方法、委託先等の見直し等
11月	翌年度の事業計画検討 翌年度の予算編成	
12月		
1月		
2月	健診(個別)の終了	
3月	健診(西城市民病院)の終了 健診(人間ドック)の終了	

## 第4章 個人情報保護

### 1 基本方針

個人の健康に関する情報が集まっている健診・保健指導のデータファイルや、それらを健診・保健指導機関から受領し、個人別・経年別等に整理・保管しているデータベースは、重要度の高い個人情報が集積しており、個人情報保護の観点から極めて慎重な取扱いが求められます。

個人情報の取扱いに関しては、庄原市個人情報保護条例及び個人情報保護法に基づく「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づいて適正に行います。

### 2 記録の保存体制

特定健康診査・特定保健指導のデータの保存体制は、次のとおりとします。

項目	保存体制
電子データの管理	健診結果は、庄原市の電算システムで管理し、10年間保存する。 電算システムへのアクセスは、担当係のみが権限を有する認証カードによって行う。
磁気媒体または紙媒体	代行機関及び委託機関から提出された健診結果等の個人情報は、施設管理の徹底された書庫で5年間保存する。
データ管理責任者	生活福祉部保健医療課長とする。

### 3 管理ルールの制定

個人情報の取扱い方法や健診結果の活用方法などは、申込書及び申込案内に記載し、受診者に周知します。

また、庄原市国保が医療機関から情報提供を受ける場合などには、本人の同意を得るものとします。

特定健康診査・特定保健指導を委託する際は、個人情報の厳重な管理、目的外使用の禁止等を契約書に定めます。

## 第5章 公表・周知

### 1 公表方法

高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項は「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」と規定していることから、本計画は、市ホームページに掲載して周知・公表します。

### 2 普及啓発の方法

特定健康診査、特定保健指導の実施は、医療保険者の義務となっていますが、円滑かつ効果的な実施には、被保険者・事業主の理解と意識の向上が不可欠であることから、市の広報紙等により理解促進・普及啓発に努めます。

また、未受診者を対象とした案内の強化・電話勧奨のほか、関係の医療機関、各種団体等との連携などによる事業推進に取り組みます。



## 第6章 評価及び見直し

### 1 評価

特定健康診査・特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームによるリスク対象者を特定するとともに、その減少に取り組めます。

そのため、本計画に沿って計画的にかつ着実に実施し、その成果を検証することが重要です。

### 2 評価方法

庄原市国保の運営健全化の視点から、毎年度評価を行い、庄原市国民健康保険運営協議会に進捗状況を報告します。

なお、評価指標は次のとおりとします。

- ・ 特定健康診査・特定保健指導の実施率の達成状況(国への実績報告値)
- ・ メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率

### 3 見直し

毎年度評価に基づき、必要に応じて本計画を見直します。

見直しを行う場合は、計画期間の中間年度である平成32年度(平成33年1月目途)に行うものとします。(庄原市データヘルス計画との整合)

見直しは、庄原市国保及び保健事業の主管課が行うものとし、必要に応じて関係機関・団体から意見を聴取します。

## 第7章 その他

### 1 市民や関係団体との連携

特定健康診査・特定保健指導の実施率を向上させるためには、市民の健康意識を醸成することが重要です。

市民の誰もが、「健康診査は生活習慣を振り返る絶好のチャンス」と前向きに捉えることができるよう、自治振興区、学校、医療機関、職域などの関係団体と連携し、積極的な働きかけ、啓発事業に取り組みます。

### 2 他の健康診査との連携

悪性新生物は、本市における死因の第1位で、医療費の約17.4%(庄原市国保の平成27年5月診療分)を占めています。

そのため、医療費抑制の観点からも、がん検診の受診率向上に取り組み、早期発見・早期治療を促す必要があります。

特定健康診査とがん検診を同時に受診できる集団健康診査・人間ドックなどの総合健診を推奨し、健診内容の充実を図るとともに、受診率の向上をめざします。